

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 9月11日 更新

事務事業名		公有地拡大関係事業				<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系	政策	1	自治の健幸			所属部	市長公室	課長名	末永 大樹
	施策	2	行政経営の推進・改革			所属課	企画課	担当者名	渡邊 光
	業務分野	12	公有財産の管理運営			所属班	企画広報班	(内線)	1256
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	公有地の拡大の推進に関する法律公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る合志市事務処理要領	
		一般	2	1	11	11165			
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む)	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」)に基づき、公共用地の先買い(申出・届出)について、買取り協議団体の決定に関する事務を市で行うものである。この制度の活用により、申出・届出を行った地権者への譲渡所得の課税の特例を図ることによって、公有地の拡大の推進に資する事業である。公拡法(第4条、第5条)の趣旨は、土地所有者からの買取りの届出・申出に対し、市町村が買取りを希望する場合に、公に縦覧し買取り者が他になく、本市との用地買取り事務を特定し用地を取得することで、土地所有者に課される譲渡所得への課税に対して15,000千円までの免除の特例措置が講じられることによって、公有地拡大の推進に寄与するものである。平成20年4月1日から、熊本県が決定権者として行なってきた事務が市に移譲され、市が買取り協議団体を決定できることになり、それに伴う適正買取り価格であるかの判定など、責任も増している。
【業務の流れ】	提出予定の申出案件等について、市(用地取得担当課)が取得価格の適正性を確認(建設課等)した後、市(企画課)に申出又は届出を行う。市は、公拡法による要件を確認し、他の関係機関等(熊本県)へ買取り希望の照会を行い、買取り協議団体を『合志市』に決定し、用地取得担当課と地権者へ通知する。用地取得担当課は、決定通知を付して税務署に「譲渡所得等の課税の特例の適用に関する確認」の協議を行い、確認後、地権者との用地売買契約、用地取得となる。
【主な予算費目】	なし

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績

申出等なかったため、対応実績なし。

②7年度計画(次年度に計画している主な内容)

予定されている案件はないが、申出及び届出に備えて対応していく。

③予算の主な増減の理由

成果指標

ア 公拡法の手続により取得された用地件数

(単位)

件

データ取得方法

(2)成果指標・総事業費の推移

成果指標	単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
ア	件	1	0	2	0	2	2	2	2
イ									
ウ									
事業費	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	繰入金	千円							
一般財源	千円								
(A) 事業費計	千円	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

本市は都市計画区域内であり、開発行為が必要な場合が多く、公有地拡大法の特例で届け出が不要な場合がほとんどである。

(4)今後の事業の方向性

廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)